

**北九州市観光振興プラン・北九州市インバウンド誘致アクションプラン
フォローアップ検討会開催要綱**

(目的)

第1条 北九州市観光振興プラン・北九州市インバウンド誘致アクションプラン（以下「観光振興プラン等」という。）の KPI を設定するにあたり、有識者等から幅広く意見を聴取するため、北九州市観光振興プラン・北九州市インバウンド誘致アクションプランフォローアップ検討会（以下「フォローアップ検討会」という。）を開催する。

(検討会の役割)

第2条 フォローアップ検討会の構成員は、観光振興プラン等の取組期間後半（令和9年時点）の KPI の設定等について意見を述べる。

(構成員)

第3条 フォローアップ検討会の構成員は、学識経験のある者及び有識者のうちから市長が選任する。

2 フォローアップ検討会に座長を置き、構成員の互選により選任する。

3 座長は、フォローアップ検討会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 構成員に欠員が生じたときは、補欠構成員を選任できる。補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 次の各号に該当する者は選任の対象外とする。また、構成員に就任した後に、次の各号に該当することが判明した時は、市長は、その構成員を解任するものとする。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）

(会議)

第4条 フォローアップ検討会は、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

3 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 検討会は公開に努めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、検討会の決定により非公開とすることができる。

(1) 不開示情報（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）

第7条）に該当する事項について、意見交換等を行う場合

(2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の情報提供)

第6条 検討会は、その会議録または会議要旨を作成し、速やかにホームページ等に掲載するものとする。

(守秘義務)

第7条 構成員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(検討会の期間及び構成員の任期)

第8条 フォローアップ検討会は、市が観光振興プラン等の KPI の設定を完了したときをもって終了する。構成員の任期も同様とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、北九州市都市ブランド創造局観光課及びインバウンド課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、フォローアップ検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。